

ひとり親応援のしおり

ひとりで悩まず、一緒に考えましょう



あきる野市 健康福祉部 生活福祉課

<各種相談窓口>

ひとり親相談支援センターはあと多摩	生活相談、養育費相談、離婚前後の法律相談等、ひとり親に関する総合的な相談ができます。	042-506-1182
東京都女性相談センター多摩支所	夫や交際相手から暴力を受けている等、女性からの様々な相談に応じます。	042-522-4232
東京ウィメンズプラザ	夫や交際相手からの暴力、夫婦や親子の問題等の相談ができます。外国語での相談も可能です。	03-5467-2455
男性のための悩み相談（東京ウィメンズプラザ）	妻や交際相手から暴言・暴力を受けている、自分がしていることはDVなのか、加害行為が抑えきれない等の相談に応じます。	03-3400-5313

<法律に関する相談>

法テラス多摩	民事・家事に関する法律相談について、無料相談ができます（所得要件有り）。また、裁判などに必要な費用を立て替えます。	050-3383-5327
市民相談	離婚、人権問題、家庭での悩み事など、日常の法律相談を弁護士が無料でお受けします。	市民相談窓口係 042-558-1216

<仕事に関する相談>

マザーズハローワーク立川	仕事と育児等の両立を目指すための職業相談・紹介を行っています。就労支援ナビゲーターによる個別支援が受けられます。	042-529-7465
あきる野ハローワーク求人情報コーナー	ハローワークの求人を、常設しているPCで閲覧出来ます。職業相談や紹介なども行っています。	042-550-0458

あきる野市ホームページ：<http://www.city.akiruno.tokyo.jp/>

あきる野市子育て応援サイトのキッズ：

<http://www.city-akiruno-kosodate.tokyo.jp/>

※子育て関連施設やイベント情報等も見ることができますので、ご利用下さい。

あきる野市のひとり親支援 Q&A

Q1

経済的な支援はありますか？

ひとり親家庭への手当及び助成制度は以下の支援があります。

児童扶養手当

お子さんが、18歳になった日以後の最初の3月までが支給期間です。申請者と同居親族の所得制限があります。

※児童扶養手当受給者は、水道料金の減免、家庭用有料ゴミ袋の減免、JR通勤定期券割引等も利用できます。

児童育成手当

お子さんが、18歳になった日以後の最初の3月までが支給期間です。申請者の所得制限があります。

ひとり親家庭等医療費助成制度 (マル親)

ひとり親家庭等の保護者及びお子さん(18歳になった日以降の最初の3月31日まで)に、医療費の一部を助成します。利用には申請者と同居親族の所得制限があります。

担当：こども政策課手当助成係
☎558-1111(内2641、2642)

Q2

資格取得の支援はありますか？

児童扶養手当を受給されているか、それと同等の所得水準の父または母が資格取得を目指す場合、以下の支援があります。

自立支援教育訓練給付金事業

厚生労働大臣指定の教育訓練講座を受講し修了した場合、受講費用の一部を支給します。

高等職業訓練促進給付金事業

就職に結びつきやすい資格の取得を目的に、養成機関等で学ぶ場合、高等職業訓練促進給付金を支給します。

担当：生活福祉課 生活福祉係
☎558-1111(内2625)

Q3

住宅の支援はありますか？

市営住宅

現在市内には5団地211戸の市営住宅があります。年に2回(8月、2月)定期募集を行います。詳細は、広報又は市ホームページをご覧ください。

担当：住宅政策課
☎558-1111(内2721)

Q4

離婚・ひとり親家庭の総合的な相談をする場所がありますか？

仕事や生活のこと、離婚についての悩みに対して、相談・情報提供を行い、問題解決のお手伝いをします。

担当：生活福祉課 生活福祉係
☎558-1111(内2625)

Q5

子育ての悩みをする場所がありますか？

18歳未満のお子さんと、そのご家庭に関するあらゆる相談をお受けします。

担当：こども家庭センター相談係
(あきる野ルピア2階)
☎042-550-3313



©あきる野市

Q6

その他のひとり親支援はありますか？

東京都母子父子・福祉資金

ひとり親家庭の方に、経済的自立や児童の福祉を図るため「修学資金」等各種資金を無利子でお貸しします。ただし、連帯保証人が必要です。貸付には、事前の面接により、家計の収入状況や貸付の必要性、償還(返済)が可能であるか、負債の有無等の審査があります。

ひとり親家庭ホームヘルプサービス

生活環境の激変、就業、疾病などの理由により、一時的に家事や育児等の支援を必要とするひとり親家庭にホームヘルパーを派遣する事業です。所得基準額に応じて、利用負担額がかかります。

母子・父子自立支援プログラム

児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の父・母を対象に、ハローワークと連携して、自立に向けた就労支援を実施します。

担当：生活福祉課 生活福祉係
☎558-1111(内2625)